

朝霞市総合振興計画審議会傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続

- （１）会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻の１０分前までに、会場で受付をし、審議会の会長の許可を受けた上で、係員の指示に従い、入室してください。
- （２）傍聴者の受付は、先着順で行い、定員（１０名）になり次第受付を終了します。（抽選による場合は、会議の開会時刻１０分前まで受け付けます。）
ただし、審議会の会長は、会場により傍聴者の定員を調整することができます。

2 会場の秩序の維持

- （１）傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- （２）傍聴者が３の事項に違反したときは、審議会等の会長はこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことになります。
- （３）次に該当する方は、傍聴席に入ることができません。
 - ① 銃器その他危険なものを持っている者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者
 - ③ 異様な服装をしている者
 - ④ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
 - ⑤ 笛、ラッパ、太鼓等を持っている者
 - ⑥ 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- （４）児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることとはできません。ただし、審議会等の会長の許可を受けたときは、この限りではありません。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- （１）会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （２）談論、放歌、高笑その他騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- （３）会場において発言しないこと。
- （４）鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- （５）帽子、外とう、襟巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により審議会等の会長の許可を得たときは、この限りではない。
- （６）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- （７）みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- （８）他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- （９）会場において、会長の許可なく、会議の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- （１０）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。